令和 5年 2月 7日 要 綱 第 10 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号) 第20条に規定する特定健康診査(以下「特定健康診査」という。)及び同法第 24条に規定する特定保健指導(以下「特定保健指導」という。)の受診機会の 充実を図るため、特定健康診査及び特定保健指導(以下「特定健康診査等」とい う。)に要する費用に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについ て、日進市補助金等交付規則(昭和56年日進町規則第4号)に定めるもののほ か、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

- 第2条 特定健康診査等の費用の補助を受けることができる者は、次の各号のいずれ にも該当する者とする。
 - (1) 特定健康診査の受診又は特定保健指導の利用をした日(以下「受診日等」という。)において、市が実施する特定健康診査の受診対象者で、当該特定健康診査 を受診しておらず、又は特定保健指導を利用していないもの
 - (2) 受診日等において、本市以外の市区町村に所在する介護保険法(平成9年法律 第123号)第8条第11項に規定する特定施設(老人福祉法(昭和38年法律 第133号)第29条第1項に規定する有料老人ホームであって、高齢者の居住 の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第5条第1項の登録を受け たもの(介護保険法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護の事業を 行う事業所に係る同法第41条第1項の都道府県知事の指定を受けていないもの に限る。)をいう。)に入居している者
 - (3) 受診日等において、前号に規定する特定施設の所在する市区町村に住所を有し、 当該市区町村の住民基本台帳に記載されており、国民健康保険法(昭和33年法 律第192号)第116条の2に規定する特例に該当する日進市国民健康保険の 被保険者で、国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号)第5条の 2に規定する届書を市に提出している者
 - (4) 特定健康診査等の費用の補助金を申請するときに、次の事項に同意した者 ア 市が特定健康診査等の結果を保存し、必要に応じて保健事業等に活用すること。
 - イ 市が特定健康診査等の結果のデータファイルを匿名化し、国及び県への実施 結果報告として部分的に提出すること。
 - ウ 市が特定健康診査の受診又は特定保健指導の利用について不明な点がある場合に、特定健康診査等の実施機関(以下「実施機関」という。)に問い合わせ

ること。

(補助の要件)

- 第3条 補助金は、次に掲げる場合に交付し、それぞれ1年度当たり1回を限度とする。
 - (1) 特定健康診査 次の事項のいずれにも該当する者
 - ア 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(平成19年厚生労働省令第157号。以下「基準省令」という。)第1条第1項第1号から第9号までに規定する項目を全て受診した者(同条第10号に規定する項目の基準に該当し、受診した者は、その項目も含む。また、腎疾患等の基礎疾患があるため排尿障害を有している者に限り、尿検査未実施であっても全て受診したものとみなす。)
 - イ 市が独自に設定している項目(尿潜血及び血清クレアチニン検査(eGFRによる腎機能の評価を含む。)。以下「市独自項目」という。)を受診した者
 - (2) 特定保健指導 次の事項のいずれにも該当する者
 - ア 基準省令第4条に規定する特定保健指導の対象者で、特定健康診査の結果を 市に提出しているもの
 - イ 基準省令第7条第1項に規定する動機付け支援又は第8条第1項に規定する 積極的支援の初回面接を特定健康診査の実施年度末までに実施した者で、実績 評価を初回面接実施日から6月を経過する日までの間に実施したもの

(補助金の額)

- 第4条 補助金の額は、次に掲げる額のうちいずれか少ない額とする。
 - (1) 前条の特定健康診査等に直接要した費用として、実施機関に支払った自己負担額
 - (2) 特定健康診査等を受診した年度において、市と一般社団法人東名古屋医師会の 間で締結した契約に定める額

(補助金の申請)

- 第5条 特定健康診査等の費用の補助を受けようとする者(以下「申請者」という。) は、受診日等の属する年度の末日(日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たる場合は、その直前の休日以 外の日)までに、日進市特定健康診査費用等補助金申請書兼実績報告書(第1号様 式)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。
 - (1) 基準省令第1条に規定する項目及び市独自項目の特定健康診査結果の写し
 - (2) 特定保健指導を実施した場合にあっては、当該特定保健指導に係る実施報告書 の写し
 - (3) 実施機関の名称及び受診者の氏名が明記された特定健康診査等の費用に係る領収書の写し
 - (4) 特定健康診査内容確認票(第2号様式)
 - (5) 特定保健指導を実施した場合にあっては、特定保健指導内容確認票(第3号様

式)

- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類 (補助金の交付)
- 第6条 市長は前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の 交付の適否を決定し、日進市国民健康保険特定健康診査費用等補助金交付・不交付 決定通知書(第4号様式)により申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

- 第7条 市長は、交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すものとする。
 - (1)提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付手続に関し不正行為があったとき。
 - (2) その他市長が補助金を交付することが不適当であると認めるとき。 (委任)
- 第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が 別に定める。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。